

～守ろう、自転車安全利用 5則～

1

自転車は、車道が原則、歩道は例外

例外：普通自転車の歩道通行

- 歩道通行可の標識がある歩道
- 13歳未満の子ども
70歳以上の高齢者
体の不自由な方
- 車道通行が危険な場合
など

2

車道は左側を通行



自転車は「車両のなかま」です。

3

歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行



歩道は歩行者優先、歩行者の安全が第一、歩行者の妨げになるときは、一時停止しましょう。

4

安全ルールを守る

- 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止



- 夜間はライトを点灯

自転車の側面に反射材をつけましょう。

- 交差点での信号遵守と
一時停止・安全確認

交差道路では、車両の有無と右左折の動きを確認しましょう。

5

子どもはヘルメットを着用

幼児・児童の保護者の方は、幼児・児童が自転車に乗るときには必ず乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。幼児・児童以外の方も乗車用ヘルメットをかぶるようにしましょう。



自転車安全利用

5

則

☆自転車も車両、横断歩道は歩行者優先です。

☆傘をさしながらの運転・携帯電話を使用しながらの運転はできません。